

令和9年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書

令和8年8月28日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（令和6年3月28日策定）及び令和8年度国土交通省事後評価実施計画（令和8年6月3日最終変更）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての新規事業採択時評価及び再評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価カルテ検索（URL：<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

ii) 事業評価関連リンク（URL：https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和9年度予算概算要求に係る評価として、政府予算案の閣議決定時に、個別で予算措置を公表する直轄事業等について、新規事業採択時評価2件及び再評価5件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名	評 価 項 目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費 用 便 益 分 析		費用便益分析以外の 主な評価項目		
	便 益	費 用			
ダム事業 (代替法)	・年平均被害軽減期待額 ・流水の正常な機能の維持	・事業費 ・維持管理費	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度の状況 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等を取りまく状況 ・関連事業との整合 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計 ・経済センサス ・メッシュデータ((財)日本建設情報総合センター) 等	水管理・国土保全局

事業名	評価の方法	評価の視点等	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
官庁営繕事業	評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。	・事業計画の必要性 ・事業計画の合理性 ・事業計画の効果		官庁営繕部

※便益把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

令和9年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価について
(令和8年8月末時点)

【その他施設費】

事業区分	新規事業採択箇所数
官庁営繕事業	2
合 計	2

令和9年度予算概算要求に係る再評価について (令和8年8月末時点)

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定 期間未 着工	長期間 継続中	準備計 画段階	再々 評価	その他	計	継 続		中止	評価 手続中
									うち改善 継続		
ダム事業	直轄事業等	0	0	0	3	2	5	5	0	0	0
合 計		0	0	0	3	2	5	5	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業(補助事業を除く)を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工:事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中:事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階:準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価:再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業

その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

令和9年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和8年8月末時点)

別添3

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
網走地方合同庁舎 北海道開発局	76	27	112	100	121	老朽、狭あい、地域連携、防災機能に係る施設の不備、施設の不備において、必要性が認められる。 経済性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 小澤 剛)
鳴門地方合同庁舎 四国地方整備局	20	8.9	115	100	110	老朽、狭あい、借用返還、地域連携、施設の不備において、必要性が認められる。 経済性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房官庁営繕部 計画課 (課長 小澤 剛)

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間に掛かる費用を現在価値化したものである。

令和9年度予算概算要求に係る再評価結果一覧 (令和8年8月末時点)

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析					貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、 コスト縮減等)	参考 (B/C) ※2	対応 方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)		EIRR						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳								
幾春別川総合開 発事業 北海道開発局	再々評価	1,667 (1,572) ※1	2,606	【内訳】 被害防止便益：2,112億円 流水の正常な機能の維持に 関する便益：448億円 残存価値：46億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数： 153戸 年平均浸水軽減面積： 136ha 流水の正常な機能の維持に 関する便益： 流水の正常な機能の維持 に関して新桂沢ダムと同じ 機能を有するダムを代替施 設とし、代替法を用いて計 上	2,203	【内訳】 建設費：2,136億円 維持管理費：67億円	【事業全体】 4.8% 【残事業】 15.4%	【事業全体】 1.2〔4%〕 【残事業】 4.6〔4%〕 ※3	・河川整備計画目標規模 の洪水が発生した場合、 幾春別川流域では、最大 孤立者数（避難率40%）は 約2,960人と想定される が、事業実施により約50 人に軽減される。 ・同様に、河川整備計画 目標規模の洪水が発生し た場合、幾春別川流域で は、防災拠点施設（警 察・消防・役所等）が浸 水し、機能低下すること により、影響を受ける管 轄区域内人口は約9,100人 と想定されるが、事業実 施により当該影響は解消 される。	・再評価を実施後一定期間（5年間）が経過している 事業であるため、再評価を実施 【投資効果等の事業の必要性】 ・氾濫のおそれがある区域を含む市町村の総人口は、 ほぼ横ばいであり、総世帯数はやや増加しているもの の、大きな変化はない。 【事業の進捗の見込み】 ・新桂沢ダムについては、令和6年4月1日より供用開 始。 ・三笠ぼんべつダムについては、令和7年度より本体 打設に着手している。 ・令和8年3月末現在、事業全体の進捗率は85%（事業 費ベース）。 【事業手法や事業計画、コスト縮減等の改善の視点】 ・前回の事業評価以降、石狩川水系幾春別川河川整備 計画等に伴い、施設規模等を見直すような変更は生じ ていない。 また、関連事業（水道用水、工業用水、発電）にお いて、現時点で計画見直しに関する事業の内容変更等 の申し出はない。 ・なお、発電事業者において、ダム直下の流量に従属 した発電に関する工事を実施中であり、ゼロカーボン 北海道の実現に資する事業である。 ・平成22年度から平成24年度に実施した幾春別川総合 開発事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検 証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づ き、代替案を複数の評価軸ごとに評価し、コストや時 間的な観点から見た実現性等の面から、ダム案（幾春 別川総合開発事業）が優位と評価している。 ・新桂沢ダムの地すべり対策の押さえ盛土材料の変 更・土砂購入の縮減などによるコスト縮減を図ってい る。 ・最新の知見、新技術やICTを活用し、品質確保しつ つコスト縮減ができるよう、引き続き工夫していく。 ・引き続き事業費等監理委員会において報告・公表す る等、アカウンタビリティの向上を図る。	【事業全体】 1.9〔2%〕 2.4〔1%〕 【残事業】 6.8〔2%〕 8.4〔1%〕 ※3	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 矢崎 剛吉)

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析					貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	参考 (B/C) ※2	対応 方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)		EIRR						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳								
利賀ダム建設事業 北陸地方整備局	その他	2,610 (2,483) ※1	3,740	【内訳】 被害防止便益：1,656億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：1,986億円 残存価値：98億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：290戸 年平均浸水軽減面積：33ha 流水の正常な機能の維持に関する便益： 流水の正常な機能の維持に関して利賀ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上	3,083	【内訳】 建設費：2,995億円 維持管理費：88億円	【事業全体】 5.6% 【残事業】 15.0%	【事業全体】 1.2〔4%〕 【残事業】 2.0〔4%〕	河川整備計画における河道の整備状況下において、平成16年10月洪水と同規模の洪水を想定した場合、事業を実施しない場合、浸水区域内の災害時要援護者数が約16,000人、最大孤立者数が約13,000人（避難率40%）、電力停止による影響人口が約38,000人と想定されるが、事業を実施した場合、すべて解消される。	・事業の内容（総事業費）を変更しようとする事業に該当するため、再評価を実施 【投資効果等の事業の必要性】 ・河川整備計画における河道の整備状況下で、利賀ダムの建設により、平成16年10月洪水と同規模の洪水（雄神地点4,200m ³ /s）を流下させた場合の想定氾濫被害が全て解消される。 【事業の進捗の見込み】 ・ダム事業の進捗に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業の進捗を図ることとしている。 ・令和2年度に基本計画（一部）を変更し、工期を令和4年度から令和13年度に見直した。令和6年度には転流工事が完成し、利賀ダム本体工事に着工した。また、第14回利賀ダム建設事業監理委員会（令和8年4月）では、利賀ダム建設事業費変更（案）および事業工期について説明し、妥当であると意見をいただいている。 【事業手法や事業計画、コスト縮減等の改善の視点】 ・前回の事業評価以降、庄川水系河川整備計画等において、施設規模等を見直すような変更は生じていない。 ・また、関連事業（工業用水）において、現時点で計画見直しに関する事業の内容変更等の申し出はない。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替の比較検討を含め、検証に係る検討を行い、ダム事業の検証に関する対応方針を「継続」決定している。令和8年の基本計画（一部）の総事業費を考慮しても、現計画（利賀ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はない。 ・予定している利賀ダム基本計画（第3回）変更において、地盤変動域掘削土の運搬先見直しや貯水池斜面対策工法の見直しなど、コスト縮減を図っている。 ・第14回利賀ダム建設事業監理委員会（令和8年4月）では、事業費変更（案）および事業工期について説明し、妥当であると意見をいただいている。今後も工法の工夫や新技術の積極的な採用等より一層コスト縮減に努めるとともに、利賀ダム建設事業監理委員会に諮りながら適切に事業進捗、事業監理を行って行く。	【事業全体】 1.6〔2%〕 1.9〔1%〕 【残事業】 2.8〔2%〕 3.3〔1%〕	継続	水管理・国土保全局 治水課 （課長 矢崎 剛吉）

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析					貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	参考 (B/C) ※2	対応 方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)		EIRR						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳								
大戸川ダム建設 事業 近畿地方整備局	再々評価	1,163 (1,058) ※1	2,384	【内訳】 被害防止便益：2,372億円 残存価値：12億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数： 521戸 年平均浸水軽減面積： 68ha	1,994	【内訳】 建設費：1,952億円 維持管理費：42億円	【事業全体】 4.4% 【残事業】 23.0%	【事業全体】 1.2〔4%〕 【残事業】 8.0〔4%〕 ※3	河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川、宇治川、大戸川において、 ①仮に避難率40%とした場合の想定死者数は約810人、最大孤立者数は約60万人。 ②役所、消防署、警察署の防災拠点施設が浸水被害を受け、防災拠点施設31箇所の機能低下。 ③主要道路23路線で交通途絶の発生。 ④主要鉄道および地下鉄の計17路線で交通途絶の発生。 ⑤電力の停止による影響利用者数は約82万人。 ⑥地下街で浸水被害が発生し、影響利用者数は約48万人。 と想定されるが、事業実施により解消される。	・再評価を実施後一定期間（5年間）が経過している事業であるため、再評価を実施。 【投資効果等の事業の必要性】 ・淀川では、昭和28年台風13号による洪水により、宇治川左岸堤防（京都市向島地先）が決壊するとともに、水系全体で約56,000戸の家屋等が浸水するなど、甚大な被害が発生している。 ・大戸川沿川でも、直近では平成25年台風18号による洪水により、60戸の浸水被害が発生している。 ・流域内市町村の総人口はほぼ横ばい、総世帯数は増加傾向にある。農業生産額は近年横ばい、製品出荷額は近年増加傾向にあるが、社会情勢に大きな変化はない。 ・流域には関西のネットワークの中心が含まれており、交通の要衝である。大阪駅周辺における再開発等により都市機能の高度化が進んでおり、治水安全度等の防災機能の向上が必要。京都府や大阪府の沿線自治体においても舟運を活用した新たな観光資源の開発など、観光型整備や地域の活性化等の整備が進展している。 【事業の進捗の見込み】 ・現在は、ダム本体や付替道路の設計、ダム本体工事用道路及び付替道路の工事を実施中。 ・今後、ダム本体の基本構造の決定を踏まえ、ダムの詳細設計等の精査を進め、事業費・事業期間を検討し適時・適切に事業の再評価を実施する。 【事業手法や事業計画、コスト縮減等の改善の視点】 ・コスト縮減については、現時点で以下の項目を想定しているが、今後、ダム本体の基本構造の決定を踏まえ、ダムの詳細設計等の精査を進め、事業費・事業期間を検討すると合わせ、コスト縮減額等についても整理を行う予定 ■ダム本体関連 ・仮置き掘削ずりの堤体骨材への適用 ・放流設備等の最適配置によるダム本体構造の合理化 ■付替道路関連 ・栗東信楽線南側区間及び市道等の付替道路計画の見直し ・ダム検証（H28）において大戸川ダムについては、「大戸川ダムを含む現行計画案」のほか、最終的に8案の代替案を抽出して比較検討を行ったが、「大戸川ダムを含む現行計画案」が最も優位との結論となり、大戸川ダム建設事業は「継続」と判断した。 ・令和3年4月12日淀川水系流域委員会において、大戸川ダム検証（H28）の評価軸ごとの評価の変化を整理した結果、「総合的な評価」に影響を与えるような大きな変化はないことを確認している。	【事業全体】 2.1〔2%〕 2.8〔1%〕 【残事業】 11.7〔2%〕 14.3〔1%〕	継続	水管理・国土保全局 治水課 （課長 矢崎 剛吉）

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析					貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	参考 (B/C) ※2	対応 方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)		EIRR						B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳								
本明川ダム建設 事業 九州地方整備局	再々評価	1,080 (980) ※1	1,381	【内訳】 被害防止便益：759億円 流水の正常な機能の維持に 関する便益：581億円 残存価値：41億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水被害軽減世帯 数：105世帯 年平均浸水軽減面積： 46ha 流水の正常な機能の維持に 関する便益： 流水の正常な機能の維持 に関して本明川ダムと同じ 機能を有するダムを代替施設 とし、代替法を用いて計上	1,114	【内訳】 建設費：1,072億円 維持管理費：42億円	【事業全体】 5.5% 【残事業】 13.5%	【事業全体】 1.2〔4%〕 【残事業】 2.2〔4%〕	・整備計画規模の洪水が発生した場合、事業実施により浸水区域内人口は約8,700人、浸水により被災する事業所の従業者数は約7,400人、最大孤立者数（避難率40%）は約3,700人、通信（固定）停止の影響人口は約4,600人が軽減される。 ・河川整備基本方針対象規模の洪水が発生した場合、事業実施により浸水区域内人口は約1,600人、浸水により被災する事業所の従業者数は約1,000人、最大孤立者数（避難率40%）は約1,600人、通信（固定）停止の影響人口は約2,800人が軽減される。 ・再評価を実施後一定期間（5年間）が経過している事業であるため、再評価を実施 【投資効果等の事業の必要性】 ・本明川流域の主要な諫早市内の人口はほぼ横ばいであるが、資産額は前回評価時点より、地域開発等に伴い増加している。 ・現時点で事業を実施した場合における費用対効果分析の結果、B/Cは1.2である。 ・地元自治体等からは早期完成を望まれるとともに、事業推進のための協力体制も確立されている。 【事業の進捗の見込み】 ・本明川ダム建設事業は、令和6年度よりダム本体工事に着手しており、現在、基礎掘削工事等を進めているところである。事業費ベースで約44%（令和8年3月末）の進捗状況となっており、令和14年度に完了する見込みである。 【事業手法や事業計画、コスト縮減等の改善の視点】 ・前回の事業評価以降、本明川水系河川整備計画等により施設規模等を見直すような変更は生じていない。 ・本明川ダム建設事業においては、環境負荷低減に向けた取り組みを実施している。 ・今後も引き続き、施工方法の工夫や新技術・ICTの積極的活用により、事業の効率化、更なるコスト縮減に努めていく。 ・平成25年度に実施した本明川ダム建設事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、今回計画案（本明川ダム案）と今回計画案以外の代替案を複数の評価軸毎に評価し、今回計画案（本明川ダム案）が最も有利と評価している。 ・今回の本明川ダムの総事業費の変更を考慮しても、今回計画案（本明川ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はなく、「今回計画案（本明川ダム案）」が最も有利であり、ダム検証時の評価を覆すものではない。	【事業全体】 1.7〔2%〕 2.1〔1%〕 【残事業】 3.0〔2%〕 3.7〔1%〕	継続	水管理・国土保全局 治水課 （課長 矢崎 剛吉）	

事業名 事業主体	該当 基準	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	参考 (B/C) ※2	対応 方針	担当課 (担当課長名)		
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)							EIRR	B/C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳								
思川開発事業 独立行政法人水 資源機構	その他	2,195 (1,888) ※1	3,235	【内訳】 被害防止便益：215億円 流水の正常な機能の維持に 関する便益：2,933億円 残存価値：85億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：15 戸 年平均浸水軽減面積： 13ha 流水の正常な機能の維持に 関する便益： 流水の正常な機能の維持 に関して、思川開発事業と 同じ機能を有する施設を代 替施設とし、代替法を用い て計上	3,149	【内訳】 建設費：2,980億円 維持管理費：169億円	【事業全体】 5.8% 【残事業】 197.1%	【事業全体】 1.03〔4%〕 【残事業】 1.3〔4%〕 ※3	・社会的要因及び現場条件の変更等により総事業費及び事業期間の変更を行うため、再評価を実施 【投資効果等の事業の必要性】 ・南摩ダム下流の思川沿川地域では、近年においても、平成27年9月、令和元年10月に洪水被害が発生している。 ・利根川では、平成2年から令和5年の間に9回の洪水が発生している。思川流域沿川では、堰により河川から取水した流水を農業用水等に利用しており、平成8年、13年には洪水となり、取水が困難となったほか、河川では流量が減少したことにより河川環境に影響が生じた。 【事業の進捗の見込み】 ・導水路・送水路、管理設備、付替林道の工事の進捗を図っている。 【事業手法や事業計画、コスト縮減等の改善の視点】 ・前回の事業評価以降、利根川・江戸川河川整備計画等において、施設規模等を見直すような変更は生じていない。本事業においては、ダム堤体をCFRD型式とすることにより、堤体積及び原石山掘削量の縮小を図り、環境負荷の低減に寄与している。 ・引き続き、思川沿川地域や地元からは、事業の早期完成が求められているとともに、現計画に対し、令和8年3月には、ダム湖名が「かめま堰又湖」に決定、ダム湖周辺では、栃木県が進めている「水と緑の南摩の里アクティビティエリアの整備」が進められるなど、南摩ダムやダム湖については周辺施設とともに、新たな観光拠点としての活用が推進が進められるなど、事業実施環境に変化はない。 ・平成28年度に実施した思川開発事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「洪水調節」「新規利水」「流水の正常な機能の維持」「異常洪水時の緊急水の補給」を目的別にダム案（南摩ダム）とそれ以外の代替案を複数の評価軸毎に評価し、総合的な評価の結果としては、コストや時間的な視点からみた実現性等の面から、ダム案（南摩ダム）が優位と評価している。 ・上記評価において、今回の総事業費の変更を考慮したとしても、残事業でみたコスト面はもとより、時間的な観点からみた実現性等での優劣に変化はなく、ダム案（南摩ダム）が優位との総合的な評価の結果には影響を与えないことを確認している。	【事業全体】 1.1〔2%〕 1.1〔1%〕 【残事業】 1.4〔2%〕 1.4〔1%〕 ※3	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 矢崎 剛吉)	

※1 () 内の事業費は「共同費としての事業費」のうち当該事業負担分から工事諸費を除いた事業費

※2 最新の社会経済情勢等を踏まえ、参考比較のため、社会的割引率2%及び1%として算出したB/Cの値を記載。

※3 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないことなどから、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。